

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ガーナ国野口記念医学研究所の医学研究発展及び基盤強化にかかる情報収集・確認調査（QCBS—ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ガーナ国野口記念医学研究所の医学研究発展及び基盤強化にかかる情報収集・確認調査（QCBS—ランプサム型）

調達管理番号：26a00141

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年4月15日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ガーナ国野口記念医学研究所の医学研究発展及び基盤強化にかかる情報収集・確認調査（QCBS—ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。
消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年6月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年11月頃

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第一グループ グローバルヘルス・保健第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 4月 21日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 4月 22日 12時まで
3	質問への回答	2026年 5月 8日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 5月 15日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 5月 29日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jCy5ZXaLWC>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」）は、2010年に低中所得国入りし、2011年には史上最大の経済成長率（14%（世銀））を記録したが、その後、経済成長率は低迷し、現在では、成長率（GDP）5.7%と推定（2024年（世銀））、一人あたりの国民総所得が2,320ドル（2024年（世銀））である。保健指標については、2015年を達成期限としたミレニアム開発目標達成への取り組みの結果、母親と子どもの死亡率が1990年から半減するなど健康状況に改善がみられたものの、5歳未満児死亡率は37（出生1000対）（2023年（WHO））、妊産婦死亡率は234（出生10万対）（2023年（WHO））にとどまっている。

ガーナの疾病パターンにおいては、結核、下気道感染症、マラリア、HIV/エイズ等の感染症が死亡原因の疾病上位を占めており（2021年（WHO））、感染症対策は重要な医療政策の一つである。また、地理的にもラッサウイルスが蔓延しているナイジェリアやエボラウイルス病のアウトブレイクを経験しているリベリア等に近いことから、今後も同様の発生・流行のリスクにさらされており、対策が必要となっている。さらに、高齢化の進行により保健財政の大きな負担となる非感染性疾患（Non-communicable disease。以下、「NCD」）が増加しており、母子保健や感染症等の従来の保健課題とNCDの疾病二重負担に直面している。予防から治療まで医療サービスの提供については、保健省傘下のガーナ保健サービス（Ghana Health Service: GHS）が中心となって保健政策を実施している。他方で、エビデンスに基づく疾病対策には、医学研究の促進が欠かせない。

また、アフリカ地域において、COVID-19パンデミックや感染症のアウトブレイクをふまえ、健康危機対応の重要性は高まっている。ワクチン含む医薬品等のアクセス改善のため、アフリカ疾病予防管理センター（アフリカCDC）や2025年に正式発足

したアフリカ医薬品庁（African Medicines Agency : AMA）などのアフリカ地域機関や国際機関、支援団体が連携し、アフリカにおける研究開発促進、医薬品の域内生産能力の向上、共同調達の仕事の構築、医薬品規制の整合化に向けた取り組みが加速している。

このような背景のもと、ガーナ国内のみならずアフリカ地域において、感染症分野をはじめとする医学研究の主要拠点である野口記念医学研究所（以下、「野口研」）に求められる役割は変化してきている。本調査では、野口研による医学研究の発展および野口研の組織的発展のために、同研究所の組織体制及び研究開発能力に関する最新の動向及び課題等を調査・分析し、野口研のガーナ国内・アフリカ域内への貢献の在り方、及び今後の野口研に対する JICA の協力量針への具体的な提言を検討・整理する。

第2条 調査の目的と範囲

（1）目的

本調査では、感染症分野をはじめとする医学研究のガーナ国内主要拠点である野口研による研究の発展のために、同研究所の組織体制及び研究開発能力に関する最新の動向及び課題等を調査・分析し、野口研のガーナ国内、アフリカ域内への貢献、及び今後の野口研に対する JICA の協力量針への具体的な提言を検討・整理する。

（2）調査対象地域・国

基本的にガーナを対象国とする（現地調査含む）。上記目的のため、アフリカ CDC（エチオピア）、ナイジェリア CDC 等関係機関を有するアフリカ拠点も対象に含まれる。

第3条 調査実施の留意事項

（1）調査の実施体制について

本調査全体の計画や調整、取りまとめは、主管部署である人間開発部保健第一グループグローバルヘルス・保健第一チームと緊密に連携しつつ行う。現地調査に関しては、同チームや JICA ガーナ事務所とも必要な調整、情報共有等を行うこととする。

（2）調査スコープ

医薬品については、治療薬・診断薬・ワクチンを含む。感染症関連医薬品に加えて、非感染性疾患医薬品もスコープに含むこととする。

(3) 現地リソースの活用³

野口研をはじめ、アフリカ地域機関（アフリカ CDC など）や関係各国の情報収集・分析にあたり、現地の情報を効率的・効果的に収集するため、ローカルリソースを活用すること。

(4) 調査結果に関する報告会議の実施

調査の最終化フェーズ（2027年1月上旬～2月中旬を想定）において、ガーナ現地で調査結果を基に野口研関係者及び関係するステークホルダー（ガーナ大学、保健省等25名規模を想定）に説明・意見交換を行うための会議を実施する。

第4条 調査の内容⁴

以下の調査事項につき、文献レビュー及び現地調査を通じた野口研・関連機関へのヒアリングを含む調査・分析を行い、各事項及び全体に関する提言を整理する。

(1) 野口研の組織体制：

- ア) 組織・人員体制・設備等の基礎情報
- イ) 組織運営・人材育成・財政にかかる中長期的戦略

(2) 野口研の研究状況・課題：

- ア) 感染症及びNCDを含む野口研の研究分野の基礎医学研究の内容
- イ) 非臨床・臨床試験、検査に関する実施体制、研究能力
- ウ) 研究実績・評価並びに内部・外部の研究環境（共同研究の概況、競争的研究資金の獲得状況、研究成果、課題を含む）
- エ) 医薬品・診断キット等の研究開発、性能評価及び製造に係る概況と課題

(3) 検査室の能力・質確保：

- ア) 「野口記念医学研究所安全・質管理向上プロジェクト」を通して支援した検査能力及び検査室の安全・質管理の向上にかかる成果を踏まえた進捗と今後の取り組み、課題（国際規格ISO認証維持のための人材育成、予算確保、資機材管理などの課題を含む）、更なる強化が必要な事項
- イ) ガーナ国内全体における研究の質評価機能を担保するために、Ghana Standards Authority (GSA) 及び Ghana National Accreditation Service

³ 現地リソースの効果的な活用方法について、プロポーザルにて提案してください。

⁴ 野口研の医学研究発展及び組織基盤強化にかかる情報収集・分析方法、調査項目案について、プロポーザルにて提案してください。

(GhaNAS, ガーナ国認証機関認定審議会)の医学研究関連の認証についての現状・課題並びに野口研に期待される役割および連携の在り方

(4) アフリカ域内の医薬品開発及び製造に関する情報収集・分析⁵

ア) 野口研が有する医薬品に係る研究開発・臨床試験拠点及び臨床試験ネットワーク

イ) 医薬品規制・承認及びアフリカ域内製造に係る野口研の動向・戦略

ウ) 上記ア) 及びイ) に係るガーナ国内外の民間企業及び研究機関(日系含む)の動向・戦略、野口研との連携状況・課題

エ) 上記ア)～ウ)を踏まえた、アフリカ域内の医薬品開発及び製造において、野口研に期待される役割および連携の在り方

(5) 他機関による野口研支援の動向に関する情報収集・分析：

ア) WHO、アフリカ CDC、EU 等地域機関及び英国等開発パートナーによる支援

イ) 他研究機関との共同研究、連携実績

(6) 西アフリカ地域の研究拠点としての役割・他パートナー⁶との連携・展望：

ア) 野口研の組織的自立発展および域内の健康危機管理能力・ラボネットワーク間の強化に向け、他機関・他国へ展開・サービス提供可能な野口研のアセット(動物実験設備(実験動物の提供含む)、臨床試験施設、機材の校正機能、HVAC や安全キャビネットのメンテナンス能力、バイオセキュリティ・バイオセーフティに関する研修プログラム、ISO 認証を受けた SOP 整備等の知見、培地の作成・販売等)及び域内ニーズの特定

イ) 上記ア)を踏まえた野口研による自己財源基盤の構築のポテンシャルに関する分析及びビジネスプランを含む野口研の経営戦略(案)の提案

(7) JICA に対する協力ニーズの特定・提言

⁵ アフリカ域内の医薬品開発及び製造に関する情報収集・分析については、本調査において特に野口研との関連で詳細調査を行う。また、別途実施予定の「アフリカ地域(広域)アフリカの健康課題解決に向けた保健投資・共創促進に係る情報収集確認調査」では、ガーナにおけるワクチン生産、医薬品規制及び医薬品・医療製品の製造に関する項目や、野口研については医薬品研究開発、臨床試験実施に係る現状・課題や日本のステークホルダーのニーズの分析とマッチングが調査内容に含まれている。そのため、調査内容と重複が無いように調整するとともに、JICA 人間開発部及びガーナ事務所へ連絡・相談し、同調査の調査団と連携を図る。同調査で求められる具体的な調査内容については、公示情報を参照すること。https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20260218_255907_1_02.pdf

⁶ 関係するステークホルダーとして、アフリカ CDC 及びその西アフリカ拠点であるナイジェリア CDC、WHO 並びに米国 CDC 等を想定。

上記（１）～（６）の調査結果を踏まえ、各調査事項に関する野口研の役割・機能・他機関との共創の在り方を明らかにしたうえで、JICAによる協力ニーズを特定し、提言を取りまとめる。

第5条 報告書等

契約期間中の業務に関し、コンサルタント業務従事月報を作成し、毎月監督職員に提出する。また、契約期間の中間時点で業務進捗報告書に取りまとめ、収集・作成データと共に JICA 人間開発部へ提出する。

本業務完了時には、目次案に沿ってファイナルレポートを作成し、JICA 人間開発部に提出、報告をする。なお、ファイナルレポートを本業務の最終成果品とする。受注者は報告書の内容、分析結果の記載内容等については、当機構と事前に十分協議・確認すること。

	報告書名	提出期限	言語	提出方式	部数
1	業務計画書	契約締結後10営業日以内	和	電子データ	—
2	ワークプラン	契約締結後15営業日以内	英	電子データ	—
3	現地調査結果報告書	現地調査終了後1か月以内または2027年2月22日まで	和	電子データ	—
4	業務進捗報告書	2026年10月末日まで	和	電子データ	—
5	ファイナルレポート	履行期限末日まで	和	電子データ	—
			英	CD-R(和英)	計1

※必要に応じ、インタビュー等において本調査について説明する調査概要資料(和・英)は別途作成することとする。

※なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

別紙

ファイナルレポート目次案

注)本目次案は発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、国内・現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、決定する。

第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
- 1-3 調査の目的
- 1-4 調査の実施方針
- 1-5 調査団構成と調査行程

第2章 野口記念医学研究所の医学研究発展及び組織基盤強化にかかる情報収集・分析結果

- 2-1 野口研の組織体制
 - 2-1-1 組織・人員体制・設備等の基礎情報
 - 2-1-2 組織運営・人材育成・財政にかかる中長期的戦略
- 2-2 野口研の研究状況・課題
 - 2-2-1 野口研の基礎医学研究の概要
 - 2-2-2 非臨床・臨床試験、検査に関する実施体制、研究能力
 - 2-2-3 研究実績・評価並びに内部・外部の研究環境
 - 2-2-4 医薬品・診断キット等の研究開発、性能評価及び製造に係る概況と課題
- 2-3 検査室の能力・質確保
 - 2-3-1 検査能力及び検査室の安全・質管理の向上にかかる現状と課題
 - 2-3-2 医学研究関連の認証についての現状・課題
 - 2-3-3 研究の質評価にかかる野口研に期待される役割及び関連機関との連携の在り方
- 2-4 アフリカ域内の医薬品開発及び製造に関する情報収集・分析
 - 2-4-1 野口研が有する医薬品に係る研究開発・臨床試験拠点及び臨床試験ネットワーク
 - 2-4-2 医薬品規制・承認及びアフリカ域内製造に係る野口研の動向・戦略
 - 2-4-3 ガーナ国内外の民間企業及び研究機関（日系含む）の動向・戦略
- 2-5 他機関による野口研支援の動向に関する情報収集・分析
- 2-6 西アフリカ地域の研究拠点としての役割・他パートナーとの連携・展望

第3章 提言

- 5-1 JICAの今後の協力可能性に係る提言
- 5-2 関係者との共創の可能性に係る提言

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地リソースの活用方法	第3条 実施方針及び留意事項 (3)
2	野口研の医学研究発展及び組織 基盤強化にかかる情報収集・分 析方法、調査項目案	第4条 調査の内容

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：感染症分野、組織経営戦略にかかる調査業務
(前者と後者の両方の類似業務の実績が、様式4-1(その2)の3件に含まれている場合には、高く評価する。)

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：ガーナ国及びアフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年6月～2027年2月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 15.69 人月

2) 渡航回数を目途 延べ9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

対象なし

(4) 公開資料等

1) 公開資料

- 野口記念医学研究所安全・質管理向上プロジェクトウェブサイト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/201800298/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無（C/P職員は英語でのコミュニケーションが可能）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

83,524,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)